

令和元年度ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果について

関東東北産業保安監督部
保 和 安
令 和 2 年 6 月

令和元年度関東東北産業保安監督部において実施したガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果は、以下のとおり。

【第1四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・特定ガス発生設備のうち、気化装置の定期自主検査を実施すること。

【第2四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
特定ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で規定した「ガス工作物の点検に関する事項」を遵守すること。 ・特定容器の使用に係る場合にあっては、ガス事業法施行規則第17条第4項第4号に定める様式により記録し、これを保存すること。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で規定した「ガス工作物の点検に関する事項」を遵守すること。 ・保安業務規程で定めた「自主保安に関する業務のうち、消費機器調査の実施頻度に関する事項」を遵守すること。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・組織変更を行ったことに関して、保安規程及び保安業務規程の変更届け出を行うこと。 ・保安規程で規定した「保安教育に関する事項」「ガス工作物の点検に関する事項」を遵守すること。 ・特定ガス発生設備のうち、集合装置の定期自主検査を実施すること。 ・保安業務規程で規定した「保安教育に関する事項」「保安業務監督者の職務を代行する者に関する事項」を遵守すること。 ・特定容器の使用に係る場合にあっては、ガス事業法施行規則第17条第4項第4号に定める様式により記録し、これを保存すること。 ・屋内に設置されたガス瞬間湯沸器(不完全燃焼防止装置を有するもの)を使用する者に対し、ガス事業法施行規則第197条第1項第2号口表下欄に定める事項について、周知すること。

ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。

【第3四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス製造事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安業務規程で規定した「保安教育に関する事項」「調査員の資格に関する事項」「自主保安に関する業務のうち、消費機器調査の実施頻度に関する事項」を遵守すること。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で規定した「ガス工作物の点検に関する事項」を遵守すること。 ・特定ガス発生設備のうち、集合装置の定期自主検査を実施すること。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・特定ガス発生設備のうち、集合装置の定期自主検査を実施すること。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。

【第4四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程及び保安業務規程の保安管理組織図を実際の体制に即したものに變更し、その旨を届け出ること。 ・保安管理者は、保安規程第51条の規定に基づき記録の確認を適切に行うこと。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程で規定した「保安教育のうち記録に関する事項」について遵守すること。 ・保安業務規程で規定した「保安業務監督者の職務を代行する者に関する事項」について遵守すること。 ・特定ガス発生設備のうち、集合装置の定期自主検査を実施すること。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・特定容器の使用に係る場合にあつては、ガス事業法施行規則第17条第4項第4号に定める様式により記録し、これを保存すること。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・特定製造所において、ガス又は液化ガスが漏えいしたとき滞留しない構造とすること。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・特定ガス発生設備のうち、集合装置の定期自主検査を実施すること。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・埋設導管における漏えい検査について、閉栓中需要家の灯外内管に対しても実施すること。

ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。